

ニュー・レイバーのヘゲモニック・プロジェクト（四・完）
——「新しい政治」の左派政党戦略——

近藤 康史

序章

（一）問題の所在

（二）政党戦略への注目の文脈

第一章 転換の文脈—イギリスの戦後政治と労働党の政治戦略

第一節 コンセンサス政治と労働党の戦略的枠組

第二節 福祉国家の危機・サッチャリズム・労働党の模索（以上一八三号）

第三節 ニュー・レイバーへ

第二章 左派理念の刷新

第一節 「社会主義」言説の刷新—新たな左派理念へ向けて

第二節 綱領四条改訂（以上一八四号）

第三章 新たな言説と政策—国家中心性へのオルタナティブ

第一節 社会正義—福祉国家を超えて

第二節 政治的革命—分権とコミュニティ

(一) 政治的革命

(二) 市民サービスとコミュニティ

(三) 分権化

(四) 分析と整理

(以上一八五号)

第三節 「政治的領域の拡大」へ—コミュニティをめぐる

結章 左翼の転換と政治空間の変容

(一) 「第三の道」の意味

(二) 左翼の変容

(以上本号)

第三章 第三節 「政治的領域の拡大」へ—コミュニティをめぐる

ブレアを中心としたニュー・レイバーが、コミュニティへの志向を強く持つていることについてはこれまでも見てきた。前節においては、そのコミュニティ志向がもつ政治的参加や民主主義の側面にスポットを当ててきたが、しかし、このコミュニティの論点は、ニュー・レイバーの評価を左右する論争的なテーマでもある。なぜなら、ニュー・レイバーのコミュニティ論が、道徳や秩序の徹底といった論点と結びついているため、ともしればそれは権

威主義的な評価を生み出す原因にもなるからである。

例えば、ドライバー／マートルは、ブレアのコミュニティ志向には、社会は個人より優越するというコミュニティアン志向が存在すると述べ、それゆえ、「ニュー・レイバーは多くの領域において現代保守主義と共通の基盤を共有している」とする。その際の根拠になるものは、個人の自由を超えた義務の網、個人的道徳を超えて共有された価値や伝統に基づいた道徳的秩序などを、ニュー・レイバーが強調している点である。またI・アダムズも、ブレアが家族や隣人といった存在を強調し、コミュニティアン的な発想を纏っている点を「伝統主義」と表現し、「この種の問題は保守主義とより結びついている」と結論を下している⁽²⁾。他にも、S・ホールなどが、これらの点を探り上げ、ブレアの文化的保守性を強く批判している⁽³⁾。

なぜこのことが問題となるのか。それは、ニュー・レイバーのコミュニティ論に対して、これらの保守主義、伝統主義、権威主義といった評価が可能になるならば、それは、前節で導かれた「政治的領域の拡大」としてのコミュニティ論とは完全な対立関係に立つてしまうことになるからである。つまり、これらの権威主義的な側面は、コミュニティが依拠すべき道徳や秩序が所与に存在し、構成員はそれに従うという論理に繋がりが、そこには政治的領域は存在しないことになる。その結果、筆者が前稿で述べたサッチャリズムの権威主義的側面と、ニュー・レイバーは重なった性格を持つことになり、サッチャリズム保守主義との違いも曖昧になる。

しかし、このような評価は、全く根拠のないものではない。確かに、ブレアの言説としてその様な側面はしばしば確認される。例えば、ブレアの次のような発言を見よう。

「法と秩序における破綻は、コミュニティへの確固たる感覚が分裂していることと、密接に結びついている。そ

して、コミュニティの分裂は次に、決定的な程度において、家族生活における破綻の結果である。」⁽⁴⁾

この発言は、イギリスにおける犯罪の増加や秩序の乱れをいかに解決するかという問題に対してなされたものであるが、この中には主に三つの論理が含まれている。一つは、構成員による価値の共有への志向である。コミュニティの中で共通の価値を生み出し、それを道徳的コンセンサスにすることによって、秩序を保とうとするのであり、そのためにはその価値を教え込むための教育が重視される。第二には、このような価値の共有を要請するより具体的な目的であるが、犯罪防止という側面である。コミュニティ内でつむぎだされた価値や道徳を、構成員一人一人に共有させていくことにより、何が善であり何が悪であるかについての感覚を教え込み、犯罪防止に繋げようとするものである⁽⁵⁾。第三に、この教育過程は、コミュニティ↓家族↓個人という経路をたどるために、家族の重視という側面を生み出す。つまり、道徳性や秩序の破綻を回復するためには、家庭の教育の中でそれらの感覚を身につけさせることが必要であるとするのである。そして、家族が依拠すべき道徳や秩序は、コミュニティによって生み出される。

このような論理は、規範の形成においてコミュニティを重視するという点で、コミュニティリアンの志向を持っており、その規範が伝統的で所与的なものに求められるのであれば、それは上で挙げた論者たちが言うとおり、権威主義的な側面を持つことになってしまおうと言えよう。それゆえに、ニュー・レイバーの言説を「政治的領域の拡大」に定めようとするならば、そのコミュニティ志向がどのような論理から構成されているのかという問題が、検討を要する課題となるのである。

しかしここで問題となる点は、上記のような、コミュニティ単位での規範の重視という点だけでは、その論理を

権威主義的とは断定できないことである。つまり、これらのニュー・レイバーの議論が権威主義であるか否かを判断するポイントとは、そのような規範がいかなる方法で紡ぎ出されるか、という点にあるのである。まさにこの点こそが、ニュー・レイバーのコミュニティ論を、「政治的領域の拡大」とするか権威主義とするかについての、分岐点であると思われる。以下ではこの点について、コミュニティアンをめぐる議論を迂回することによって考察しておきたい。

ニュー・レイバーのコミュニティ志向が、いわゆるコミュニティアンの諸議論に影響を受けたものであり、多くの共通点を持つていることについては、多くの論者が指摘していることである。上述したドライバー／マーターやアダムズも、そのような指摘を行っていることは既に述べた。また、例えばブレアに対してA・エツイオーニが及ぼした影響はよく採り上げられるし、CSJに対してバットナムが及ぼした影響についても既に採り上げた。確かに、個人よりも社会やコミュニティを上位に置き、善や秩序を生み出す原理としてコミュニティを重視するという立場は、コミュニティアンの論者に共通するものであり、その意味でブレアもその志向を共有していると言えるだろう。したがって、このようなコミュニティアンの志向が、すべからず保守的で権威主義的なものであるのかどうか、ということが論点となってくる。

コミュニティアンの発想をどう評価するか。前述のドライバー／マーターやアダムズは、コミュニティアンそのものが伝統主義や保守主義であり、ブレアもその範疇に属するという形で、ブレアのコミュニティ論を伝統主義や保守主義として結論づけている。しかし、コミュニティアンが必ず保守主義や伝統主義的な志向を持つとするならば、それはやや雑な整理であるということが言えよう。ここで、ニュー・レイバーを少し離れ、コミュニティアンについての検討を行った上で、再びニュー・レイバー評価に戻ることになろう。

日本の法哲学者である井上達夫は、コミュニティリズムと一言で言っても、そこには多面性が存在するとして次のような性格を列挙している。つまり、①自省的主体性論、②帰属主義的主体性論、③歴史主義、④卓越主義、⑤特殊主義、⑥公民的共和主義、⑦自治的民主主義の七つである。この七つの詳細な説明については、井上の著書にゆずるが、これらの七つの性格のいくつかを組み合わせ、コミュニティの諸議論は構成されるとするのである。⁽⁷⁾

その上で井上は、①～⑤と⑥⑦の間にはある断絶性が存在するとする。つまり、①～⑤は「特定の共同体の歴史」と伝統の間に埋め込まれた共通の善き生の構想を、成員たる諸個人の自同性「アイデンティティ」の基盤および自己実現の指針として、維持・発展させることを政治の目的とする立場」であり、「歴史主義的共同性論」として性格づけられるのに対して、⑥⑦は、「公共の事柄への共同参加と民主的自己統治に、諸個人の間の共同性の絆を求め」ような「参加民主主義的共同性論」として性格づけられるのである。⁽⁸⁾

井上はこのような区別を付けた上で、なおも両者の間には統合性もあることを主張しているのであるが、政治学的に見た場合には、この両者の間には決定的な性格的相違があると思われる。その分水嶺は、本論文で中心的な視角として採用してきた、「政治的なるもの」がその中に存在するか、つまりその中に「政治的領域」が認められるかという点に求められる。

つまり、①～⑤においては、コミュニティの秩序を支えるべき善や道徳の観念が、伝統であれ歴史であれ、所与的な存在として発見される。そこには「政治的なるもの」は存在しない。なぜなら、それらの観念が所与的に存在するのであれば、それは公的な討議の対象とはなりえないからである。それに対し⑥⑦においては、それがどのような形態であれ、構成員の参加と討議の結果として、コミュニティの秩序が構成される点に本質がある。ここには、

統合理念や規範、秩序を所与の存在として捉えるのではなく、それらを構成員による何らかの形での参加によって形成し、共同性を醸成していくという「政治的なるもの」の論理が前提とされているのである。このことは、本稿で言うところの「政治的領域の拡大」にあたる。

したがって、同じコミュニティリアンの諸議論の中にも、「政治的なるもの」の存否を分水嶺として、政治学的には決定的に分岐した二潮流が存在すると考えられる。確かに、A・マッキンタイアやM・J・サンデルといった論者が、コミュニティにおける道徳や伝統を重視し、その再興を目指すのに対して、C・ムフヤM・ウォルツァーのような論者は、リバータリアンを批判しコミュニティを重視するとはいえ、参加やそれによる「政治的なるもの」の導入をその中に込めている。このような理論家の配置からしても、そのことは明らかであると思われる。

つまりここには、コミュニティ単位での規範や秩序担保の論理を、何に求めるかという先述の論点をめぐって、分岐点が生じている。したがって、一方での発見的論理と、他方での構成的論理との、どちらにニュー・レイバーのコミュニティ論が位置づけられるかということが、その評価に際しては重要な問題となるのである。

ニュー・レイバーのコミュニティ論はそのどちらに位置づけられるのか。この論点に対してブレアの次のような考えが鍵となる。つまり彼が、コミュニティに関して、それは「明確な義務の感覚に基づくルールを持たねばならない」として秩序を強調するが、その際にも「そのルールがどのようなものであるべきかオープンに討議する」必要性をあくまで重視している点である。⁽¹³⁾この論理は、コミュニティの秩序が、参加と討議を経て構成されるという点により比重を置いており、「政治的なるもの」の導入を図ったコミュニティリアンにより近い。また、前節で詳しく議論したように、コミュニティ志向や分権化の根本的な目的が、権力を市民に分権し、彼らに対して、自身に影響する重要な決定を行いうるよう認めることである点は、⁽¹⁴⁾このことを裏付けていると言えよう。⁽¹⁵⁾

したがって、ブレアのコミュニティ志向は、その秩序担保の論理を、コミュニティ構成員による民主主義的な参加と討議の過程を経て構成されるものとする点において、「政治的なもの」の導入を図るものであり、「政治的領域の拡大」の理念を象徴するものであるということが言える。その結果、まさに秩序担保の論理を伝統や権威的規律に求め、その意味で「政治的領域の縮小」としての性格を強く持ったサッチャリズムに対して、オルタナティヴを形成していると言えるのである。

ゆえに、ニュー・レイバーにとって、コミュニティは権威主義的な伝統への回帰ではなく、「政治的領域の拡大」の理念に基づくものとして捉えられる。これまで見てきたように、C S Jの「政治的革新」の諸要素は、分権化も含め、コミュニティ単位での民主主義的な参加と討議の過程を保証するという点で、「政治的なもの」の論理をより広い範囲へ拡大しようとするものであったし、また、機会の実質的平等とそのための可能性の再配分の論理もまた、個人レベルにおける自己決定権の保証を、権力関係の残存による不平等を発生させることなく実現するという点では、そのような内容を持つものであったと考えられる。

コミュニティの論理は、「政治的領域の拡大」による、集合的なものも含めた自己決定権の付与という内容を持つていたがために、福祉国家的戦略の限界を露呈させた多元性と差異に対応し、それらを包括した新たな統合原理の鍵となる言説としての意義を持ちえたのである。それは、そのヘゲモニック・プロジェクトの、統合原理としてのオルタナティヴ性のためには不可欠な条件であった。つまり、コミュニティにおける自治的民主主義の機能を高めることによって政治的領域を拡大し、多元性と差異を承認した新たな政治的統合原理を提起しようとしているのである。例えばブレアの次のような著述は、その核心を捉えている。

「受け入れられた規範の中で寛容性を育み、現代的な統治を代替するのではなく、補完するものとしての市民活動を推進する。多様性を有しながら、それを包み込む社会を、我々は求めている。」¹⁰⁾

この著述の前段においては、コミュニティの役割が述べられていると言えよう。そして後段において、コミュニティを重視する目的が語られる。それは、多様性を、画一性に還元することなく包摂しようという、緩やかな統合のための手段となる。このような目的からしても、コミュニティはまさに、多元性と差異を包み込むための「政治的領域の拡大」の実践の場として、捉えられるのである。

この言説によって、ニュー・レイバーは、福祉国家的戦略の抱えた諸問題、つまり国家中心性・経済中心性・階級中心性を克服し、新たな共鳴盤の構成へと向かうとともに、サッチャリズムへの対立軸もまた構成したと言える。したがってこの試みは、一方ではポスト福祉国家としての、他方ではポスト・サッチャリズムとしてのオルタナティブの意味を持つものでもある。九〇年代イギリス政治における、ニュー・レイバーの変容は、このような意義を持つものとして登場したのであり、その結果として、イギリスの政治空間の変容を引き起こしているのである。

さて、本章では、これまで行ってきた検討を踏まえ、「左翼の転換」によって引き起こされた政治空間の変容はどのようなものであったのかについて述べつつ、ニュー・レイバーについての検討の結論を提示することにしよう。

註

(1) Driver/Marrell, *op.cit.*, p.169.

- (2) Adams, *op. cit.*, p.149.
- (3) S. Hall, "Son of Margaret?", *New Statesman*, 21 November, 1997.
- (4) 一九九三年六月にアロアで行った演説。Mandelson/Liddle, *op. cit.*, p.48.
- (5) 犯罪防止をいかに果たすか、という課題は、一九九三年二月に二才の子供が、二人の少年に連れ去られ殺害されるというイギリス国内で起きた事件以来、世論の中では大変な高ぶりを見せていた。ブレアが、犯罪防止を強調した際にも、この事件のことが背景にあつたとされる。Mandelson/Liddle, *op. cit.*, pp.47f.
- (6) 例えは、*New Statesman & Society*, 28, April, 1995, p.25.
- (7) 井上達夫『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム—』、創文社、一九九九年、一二九—一三〇頁。
- (8) 同上、一三一頁。なお、「」内は筆者による補足である。
- (9) マッキンタイアの議論については、次を参照。A. MacIntyre, *After Virtue*, University of Notre Dame Press, 1984. (篠崎栄訳『美德なき時代』、みすず書房、一九九三年)。
- (10) サンドルの議論については、次を参照。M. J. Sandel, *Liberalism and the Limits of Justice*, Cambridge University Press, 1982. (菊池理夫訳『自由主義と正義の限界』、三嶺書房、一九九二年)。
- (11) ムフの議論については、次を参照。C. Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1993. (千葉真他訳『政治的なるものの再興』、日本経済評論社、一九九八年)。
- (12) ウォルツァアの議論については次を参照。M. Walzer, *Interpretation and Social Criticism*, Harvard University Press, 1987. (大川正彦・川本隆史訳、『解釈としての社会批判』、風行社／開文社、一九九六年)。
- (13) 一九九五年三月二二日、スペクテイターでの講演。Blair, *New Britain*, p.242.
- (14) *Ibid.*, p.298.

(15) また、例えば家族の役割の重視といった点に触れる際にも、ブレアはそれが伝統主義や保守主義の性格を持ったものではないことを強調している。例えば、次のような著述はそのことを表している。

「私が強調している家族の重要性についての訴えが、五〇年代における家族生活の再現を願う郷愁であると理解されては困る。五〇年代家族への回帰は、煙突が林立する工業への回帰と同様、非現実的であり、道を誤らせるものである。男はフルタイムの雇用、女は専業主婦という、伝統的な家族構造は男女平等が求められる社会では存続しえない。」(Blair, *Third Way*, p.14. 邦訳二六七頁)。

ここには、家族の強調が必ずしも伝統主義の観点からのみ述べられているのではないことが示されている。このような点を踏まえれば、マンデルソン／リデルも言うように、ブレアの家族の強調には、現代の社会的なあり方に合わせた家族の役割や役割分担の意識も強く込められているのであり、ただ単にそれをノスタルジックな社会的権威主義の表出としては評価できないということが言えるだろう(例えば、Mandelson/Liddle, *op.cit.*, p.48)。

(16) Blair, *The Third Way*, p.12. (邦訳二六六頁)。

結章 左翼の転換と政治空間の変容

ニュー・レイバーの転換の中に、福祉国家的政治戦略の限界を克服し、新たなオルタナティブを提示するための、戦略的・言説的転換が含まれている点について、ここまで述べてきた。いままでの議論を整理し、ニュー・レイバーの転換の内容をまとめるならば、次のようになる。

第一には戦略の方法的転換である。第二章で主に述べたように、ニュー・レイバーは、理念そのものによって大

衆統合を目指す言説戦略を構成することによって、それまでの経済的リソース配分を中心とした「手段」的な政治から脱却し、福祉国家的戦略の限界を突破しようとした。このような理念中心型の政党への転換を示す象徴的改革が綱領四条改訂であり、この転換によって、限界の見えていた労働者中心な統合から脱却し新たな共鳴盤を構成しようとしたのである。

第二には、その戦略言説をめぐる転換—内容的転換である。主に第三章で述べたように、ニュー・レイバーは、機会の平等・可能性の再配分、コミュニティ、分権化といったテーマを中心としてその言説を構成することによって、市民の手に民主主義的自己決定への権利を付与するという意味での、「政治的領域の拡大」の理念を自らの新たな左派アイデンティティの基軸とした。この理念は、一方では福祉国家的戦略の持った国家中心性の限界をその相対化によって突破しようとする点ではサッチャリズムと同様の志向を持つものであったが、他方では、その共通した志向の中で単に「国家の縮小」を中心の言説としたために様々な問題点を引き起こしたサッチャリズムに対して、「国家の改革」の論理をもって対抗しようとするものであった。したがって、この「政治的領域の拡大」への内容的転換は、国家中心性の相対化による福祉国家的戦略の克服への左派的な試みであり、そのことによって多元性と差異に対応した新たな統合原理を提起したものとと言えるのである。

さて今までの検討から、ニュー・レイバーの転換の内容と意義について、上記のような結論が析出されたわけであるが、ここでは、序章及び第一章で提起された課題に対して、上記のような結論はどのように適用されるのかについて整理しておきたい。

第一には、このようなニュー・レイバーの転換は、どのような形でイギリスの政治空間の変容を引き起こし、その政治空間の中でどのような位相を持つものとして捉えられるのかという点である。具体的には、労働党をサッチ

ヤリズム化と捉え、その結果九〇年代イギリス政治に、サッチャリズム・コンセンサスをもたらしたとする議論（第一章参照）への批判的応答をここで行いたい。そのことよって、ニュー・レイバーに見られるような「左翼の変容」が、現代政治上にもたらした意義とインパクトについて、これまでの検討から得られた結論を提示していくことを目的としている。

第二には、ニュー・レイバーの転換が、前稿までで筆者が扱った理論的な「左翼の変容」とも多くの点で共通点を持つていることについては、ここまでの議論でも述べてきたが、その中において理論的変容と現実的変容がどのようにリンクしているのかという点が問題となる。この問題を整理することにより、理論的変容が現代政治上に与えたインパクトを、ニュー・レイバーの転換を見ることよって明らかにするという、序章で提起された本稿の課題について、回答を与えておきたい。

（一）「第三の道」の意味

九七年の総選挙での勝利後、ニュー・レイバーは自らのアイデンティティについての自己規定として、「第三の道」というスローガンを前面に打ち出すようになった。この規定を行ったのはブレアであったが、彼自身は「第三の道」について次のように述べている。

「それを『第三の道』というのは、国家統制、重税、生産者の利益に固執するオールド・レフトと、公共投資や、時として社会や共同的努力という観念そのものを排除すべき悪とする、ニュー・ライトの両者を、決定的に踏み

越えているからである。⁽²⁾」

彼によるこのような規定は、ギデンズによる「第三の道」論を踏襲したものであり、具体的には本稿でもこれまで述べてきたような内容を含んでいる。それは、一方でオールド・レフトを乗り越え、他方でネオ・リベラルなサッチャリズムを乗り越えようというニュー・レイバーの意図を示している。また、このような自己規定と同様の意味を持つものとして、「中道左派」や「ラディカル・センター」という自己規定も存在する。⁽⁴⁾

このような自己規定が前面に押し出されているため、ニュー・レイバーの転換は、ともすれば従来の対立軸を前提とした、保守中道化としての評価を受ける傾向にある。この研究状況は、プラグマティズム、新たなコンセンサス、政策の収斂等、表現こそ様々だが、ニュー・レイバーに対する主流的评价をなすものであることは、第一章で既に述べた。

しかし、これまでの筆者の議論からするならば、「第三の道」を、サッチャリズムとオールド・レイバーの間に位置する「保守中道化」として、またその結果としてのサッチャリズム化として捉えることは、一面的であると言えよう。では、この「第三の道」のスローガンは、どのようなニュー・レイバーの位相を示すものなのであるか。結論から言うならば、「第三の道」とは、その両者の間の単なるセンター部分を意味するのではなく、その両者に対して対立軸を構成する、複合的な試みとして捉えることが重要なのである。

ここまでも述べてきたように、ニュー・レイバーの転換は一方では、限界を顕在化した福祉国家的戦略を、経済・階級・国家中心性の解体という形で克服しようとするものであり、その意味で従来の労働党の戦略（したがって、コンセンサス政治期の政治戦略）とは明確に次元が異なるものである。この点において、ニュー・レイバーの試み

は、福祉国家期のイギリスの政治空間を前提としては読み解けない位相にあり、オールド・レイバーの戦略そのものに対して対立軸を形成している。

第一章で整理したように、このような従来型戦略の乗り越えという点はサッチャリズムも共有したものであり、またニュー・レイバーがサッチャリズムから学んだものでもあった。その点で、ニュー・レイバーはサッチャリズムの遺産を引き継いだものであることは確かである。むしろ、このようなモメントを持つからこそ、ニュー・レイバーの「左翼の転換」としてのインパクトもまた、従来型戦略を突破するような打撃力を持ちえたのである。

しかし、このことをもってニュー・レイバーを、単にサッチャリズム化としてのみ評価することは一面的であり正当性を欠く。ここまで詳しく議論してきたように、そこには「国家中心性」をいかに相対化するかという点では対立が生じているからである。つまり、「国家の縮小」と「強い国家」化に伴う「政治的領域の縮小」か、「国家の改革」と「市民社会の改革」に伴う「政治的領域の拡大」か、という点にある。したがって、ニュー・レイバーの中では、反サッチャリズム的な言説も重要な位置を占めているのであり、そこにサッチャリズムへの対抗も形成されているということが言えよう。⁽⁶⁾

したがって、ニュー・レイバーの転換の中には、一方での従来型福祉国家戦略に対する、他方でのサッチャリズムに対する対抗軸が設定されていると言えよう。この中において、イギリスの政治空間もまた変容を迫られつつある。最も典型的には、右・左の対抗軸が、その意味を変容させているという点である。上にも示したように、サッチャリズムとニュー・レイバーは、福祉国家の枠組を超えて（すなわち、従来の右・左の軸を超えて）、新たな次元において「政治的領域の縮小」と「政治的領域の拡大」という右・左の軸を形成していると思われるのである。⁽⁷⁾

ただしこの点に関わって、一つの問題が生じる。つまり、保守の側も左翼の側も転換を経たということになるが、

その対立軸は今なお右・左の軸として捉えることができるかという点である。特にニュー・レイバーにおいては、「左右を超えて」や「ラディカル・センター」など、自らの左翼としてのアイデンティティを否定するようなスロークンも強調されている中で、それは今なお右・左の対抗軸なのであろうか。

この点について、転換の中においても、伝統的な保守的アイデンティティや左翼アイデンティティは、脈々と受け継がれているということが、これまでの検討から示されている。サッチャリズムにおいては、自由市場の強調や、伝統的・権威主義的な言説は、まさに伝統的保守主義の再興という側面を持っていた。またニュー・レイバーにおいても、自己決定の可能性というものを言説の新たな基軸としながらも、そこに、機会の平等といった形で自己決定権の不平等を問題化するという点で、平等や公正といった伝統的な左翼アイデンティティを受け継いでいる。また、第二章や第三章で見たように、言説戦略によって新たな意味付与を与えつつも、あくまで「社会主義」や「社会正義」の言説を維持しようとする点においても、ニュー・レイバーにおける左翼アイデンティティの維持への志向が認められるのである。「倫理社会主義」が、伝統的なイギリス社会主義の伝統であった点からも、このことは言えるだろう。

したがって、現代のイギリスの政治空間は、その意味内容を変化させつつも、右・左という対抗軸を保持する形で進められているという事が言えよう。それゆえ、ニュー・レイバーのスローガンが、従来の労働党の福祉国家戦略からの転換を強調するために、中道やセンターといった言葉を強調しつつも、中道「左派」や「ラディカル」センターという形で、何らかの左翼アイデンティティを示す付加語を、自己規定として必要としたのである。ニュー・レイバーの転換は、時代対応的な「左派」アイデンティティの再構築なのであり、その結果として、イギリスの政治空間もまた、サッチャリズム対ニュー・レイバーの、「新しい政治」における右・左のヘゲモニー的対抗へと、

変容しつつあるのである。

（二）左翼の変容

したがって、ニュー・レイバーに見られる、現実的動向としての「左翼の変容」は、多くの論点を筆者が前稿まで議論してきた理論レベルにおける「左翼の変容」と共有しており、引き継いで進められてきたという事が言える。その結果、ここまで分析してきたニュー・レイバーの転換は、理論レベルにおける「左翼の変容」が、福祉国家以後の揺らぎの中にある現代的政治状況に対して、いかなる意義とインパクトを持っているかということを示しているのである。この論点は、本稿の冒頭部で示した課題でもあるので、ここで整理して、課題への回答としておきたい。

ニュー・レイバーの新たな戦略は、方法的には、綱領四条改訂をめぐって展開されたように、経済・階級の中心性を相対化し、理念型のヘゲモニック・プロジェクトの構成によって、新たな共鳴盤を形成しようとした点において、前々稿でラク라우／ムフを主な素材として検討した「左翼の変容」を受けている。更にこの点に関して、そのヘゲモニック・プロジェクトが、経済的リソースの再配分の方法や量に関してだけでなく、政治理念そのものをめぐって構成されている点を考えるならば、その戦略は、「政治的なるもの」の再興を目指す、ラディカル・デモクラシー的な問題提起を具体化したものであると言えよう。

また、それが内容的に構成した言説は、機会の平等・分権やコミュニティによって個人的・集合的な自己決定権を付与することを通じた、多様性と差異を含みこんだ緩やかな政治統合プロジェクトとして提起されている点にお

いて、前稿において検討した、ヘルドの「民主主義的自律」やハーストの「アソシエーションナル・デモクラシー」の理論と志向を共通のものとしている。⁽⁹⁾ ニュー・レイバーの戦略は、まさにその理論を政党戦略へと具体化した事例であり、前稿において筆者が提起したような、理論家レベルにおいてはそれらの言説をいかに実現するかについてのチャンネルが存在しないという批判は、ここに克服されるのである。

したがって、イギリスにおける「左翼の転換」は、理論上の転換が、政党戦略上の転換へとインパクトを与える形で、進んでいったということが言える。例えば、ラクラウ／ムフの理論が、直接ニュー・レイバーに影響を与えたことはないとしても、それらの議論が左派理論の変容と契機となりその中で引き継がれ、その影響を受けた理論家がニュー・レイバーに影響を与えるという形で、インパクトを与えていったと思われる。例えば、ギデンズやハーストラ、これまでの筆者の理論的検討の対象となった理論家は、理論的な「左翼の変容」を撰取した上で、ニュー・レイバーに対してかなり直接的な影響を与えた。ギデンズは、前項でも採り上げた「第三の道」や「ラディカル・センター」という概念をもって、ブレアに影響力を与えたし、⁽¹⁰⁾ またハーストも、国家の縮小↓分権化へのベクトルを生み出すアイデアを提供した。また、マークアンドは、本稿でニュー・レイバーの言説の構成に際して重要な役割を果たしたものと採り上げた、C S Jのメンバーであった。

そのように見るならば、ニュー・レイバーの転換は、政治理論家も含めたいくつかのフォーラムの結果として生み出されていると言つてよい。つまり、イギリスにおいては、理論における左翼の転換と、政党戦略における左翼の転換が、かなりの程度結びついた形で展開されているということができよう。政党の側からすれば、理論家のアイデアを受ける形で転換が進んだと言えるし、理論家の側からすれば、その転換のアイデアが、政党戦略に受容される形で、具体化されていったということができる。このことは、本稿の冒頭部で指摘された、左派理論において

はその理論をいかに具体化するかについての思考が存在しないという批判を、解決する事例である。

以上のように、元々現代政治上の閉塞を契機として開始された理論的転換が、ニュー・レイバーという政党戦略をフィルターとして、現代政治上の閉塞状況の突破へとインパクトを与えているのである。このことは、イギリスにおける理論的転換が、現代政治において持つ意義を、映し出していると言えよう。特に、「政治的なるもの」の再生といった抽象的な議論が、綱領四条改訂や分権化・コミュニティの言説として具体化された点、またそのことよって引き起こされた、ポスト福祉国家およびポスト・サッチャリズムとしてのオルタナティブの提起と、それに伴う右・左の対抗軸の意味の変容という点での、現代政治空間の変容を、ニュー・レイバーを通じて検討することができたと思われるのである。

このように本稿は、イギリスを事例として採り上げつつも、常に政治理論的な問題を意識して議論を進めているため、ここで得られた結果は、ポスト福祉国家の政治像へ向けて模索する先進諸国全体の問題状況の解明へと一般化される可能性を持っていると思われる。したがって、単にニュー・レイバーの転換の本質を捉えるだけでなく、西欧を中心とした先進諸国における左翼の変容とそれに伴う政治空間の変容の解明に対して、一定の寄与をなし得たと考えられるし、また、序章でも掲げたように、それは本稿の課題の一つであった。その結果、新しい社会民主主義とは何か、ヨーロッパに共通する中道左派とは何かといった、現在の政治学界を席卷する重要な論点に対しても、本稿は一定の示唆を与えるものであるということが言えよう。イギリスのみならず、例えばドイツにおいても、CDUコール政権が、サッチャーほどではないにしろ新保守主義的傾向を持っていたこと、そしてSPDが、新しい社会運動と緑の党の影響を受けた形で一九八九年ベルリン綱領を経て転換した点から、イギリスと同様な政治空間を経たうえで、現在のシュレーダー政権へと至っていることが類推できる。またその他にも、イギリス労働党の

ブレアを中心として、ドイツSPDのシュレーダー、イタリア左翼民主党のプロディおよびダレーマ、アメリカ民主党のクリントンらが、「第三の道」を共通のスローガンとして協力関係を結び、共通の目標を達成しようとしていた⁽⁵⁾、ブレアとドイツSPDのシュレーダーが「第三の道／新中道」と銘打たれた共通文書を九九年六月に発表したりといった事例も見られた。このような中、本稿で取り扱った内容が、一国レベルを超えて、西欧先進諸国に共通した政治的傾向へと結びついていく可能性は確かに存在するであろう。

しかし、このような可能性はまだ端的なものに過ぎない⁽⁶⁾。また、西欧諸国において左派政権が樹立されて数年の時を経た現在、このような可能性を更に深化させて検討するためには、その後の政権運営についての分析も含めた、西欧左派政権の共通性と差異性についての検討が我々に課せられているとも言えよう。つまり、「左翼の変容」がその後どのようなポスト福祉国家の政治システムを具体化していったかの分析の中で、その一般化可能性を更に深化させて検討するとともに、共通の状況にある諸国の比較等によって、「左翼の変容」とそれによる政治空間の変容の、共通性と差異性、そしてそれらを生み出す原因を探っていくことも要請されると思われるのである。したがって、本稿で構築した結論を踏まえて、イギリスの左翼の変容とその後政治システムの構築の特殊性を更に浮かび上がらせ、イギリス固有の政治状況を説明するとともに、様々な違いを持った左翼の変容と現代政治空間の変容の諸相を読み解きつつ、ポスト福祉国家への展望を探っていくことが、筆者に課せられる今後の課題となるであろう。

註

(1) 拙稿一九九八年および一九九九年。

- (2) Blair, *Third Way*, p.1. (邦訳二五八頁)。
- (3) Giddens, 1998.
- (4) *Labour Manifesto 1997*, p.3. (邦訳二二三頁)。
- (5) Giddens, 1998, p.45. (邦訳八四頁)。
- (6) したがって、ポスト福祉国家的戦略への方法的転換の基礎を作ったという意味でも、また、内容的転換における乗り越えるべき対象となつたという意味でも、サッチャリズムは、ニュー・レイバーの転換を引き起こした不可欠の要素であつたと言つてよい。つまり、サッチャリズムという形で新保守主義が最もラディカルに既存の体制を打破したからこそ、「左翼の変容」もそれに対応する形でラディカル化したのである。このようなイギリスの文脈は、新保守主義勢力があまり大きな影響力を持たなかつた、(西) ドイツなどの国と比べて特殊なものであり、イギリス特有の「左翼の変容」の条件をなすものであつたと言えよう。ニュー・レイバーの変容には、前述した労働組合の強さ↓経済・階級中心性の強固さ、といった変数も合わせ、イギリス固有の文脈が関わっている。このような「左翼の変容」に関わる、イギリス固有の促進・制約条件については、本稿からもいくつか引き出され得たと思われるが、その点に焦点を定め、他国との比較からより詳細に検討していく作業は、筆者の今後の課題となる。
- (7) しかし、ニュー・レイバーが新たな対立軸を構成しているからと言って、イギリスの政治空間がその新たな対立軸へと一元化されているとみることも単純な整理である。労働党内での対立を見てもわかるとおり、新たな対立軸を構成しようとする一方で、従来型の対立軸の有効性を未だ支持する勢力も存在するのであり、その結果、従来型の対立軸を支持するものと、新しい対立軸を構成しようとするもの間で、なおかつまた対立軸が形成されているというような複合的な関係を捉えなければならぬ。このことは、第二章で採り上げたような、労働党における綱領四条改訂をめぐる過程を見ても明らかであろう。
- (8) A. Giddens, *Beyond Left and Right*, Polity Press, 1994.

- (9) 拙稿一九九九年、第三章。
- (10) 同上、第四章。
- (11) Giddens, 1998. また、ギデンズの理論との関連を枠組として、ニュー・レイバーを分析したものと、次のものを参照。Martelli Driver, *op.cit.*
- (12) 例えば、以下のものを参照。A. Gamble/T. Wright, (eds.), *The New Social Democracy, The Political Quarterly*, 1999.
- (13) このような問題は例えば、D. Sassoon (ed.), *Looking Left: European Socialism after the Cold War*, I. B. Tauris, 1997 (細井雅夫・富山栄子訳『現代ヨーロッパの社会民主主義—自己改革と政権党への道』、日本経済評論社、一九九八年) のような著作の主要テーマとして採り上げられるなど、世界的に一つの論点になりつつある。またそのような趨勢を受けて、日本でも、「中道左派」政権を選択した欧州、「世界」、一九九九年二月号のような座談会が組まれたり、二〇〇〇年一〇月の日本政治学会では、「第3の道」の比較研究」なる分科会が開かれるなど、注目され始めている。
- (14) 例えばF・ヴァンデンブロークは、本稿でも着目したイギリスの社会正義委員会(CSJ)の諸報告書と、ドイツのフリードリッヒ・エーベルト財団の将来委員会の報告書を比較検討した上で、それらの理念の収斂状況について述べている。Vandenbrouk, "European Social Democracy: Convergence, Divisions, and Shared Questions", in Gamble/Wright, (eds.) *op.cit.*, pp.37-39.
- (15) 一九九八年九月二二日には、ブレアとクリントンが中心となって、「第三の道」の理念の、国際的な出発を計画する会議がニューヨークで開かれ、イタリアのプロローディらも参加した。なお、ドイツのシュレーダーは総選挙前であったため参加できず、またフランスのジョスパンは、「第三の道」の共同推進者となるにはあまりに伝統的な社会主義者であるとの判断から、招かれなかった。*The Guardian*, August 14, September 21, 1998. これらの動きは、一方で先進諸国の現在の左翼勢力が持つ共通性と連帯可能性を示唆しているとともに、そこにある差異を浮かび上がらせる可能性を持ったものであると言えよう。このような共通性と差異に注目し、EU統合も背景としながら、新たなヨーロッパ左派勢力の構築の可能性について検討したものと

して、以下のものを参照しよう。F. Vandenbrouke, *op.cit.*, D.Sassoon, "European Social Democracy and New Labour: Unity in Diversity?", in A. Gamble/T. Wright, (eds.), *op.cit.*

- (16) T. Blair/G. Schröder, "Europe: The Third Way/Die Neue Mitte", 1999. なおこの文書は、次の文献の中に資料として収録されている。B. Hombach, *The Politics of New Center*, Polity Press, 2000, pp.157-177.

(17) 実際、九九年の欧州議会選挙で左派政党が軒並み敗北した後は、イギリス労働党とドイツSPDの連携を含め、西欧左派政権間の連携は進展を見せていない。